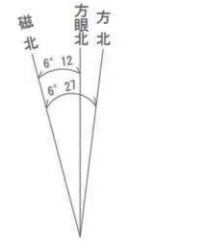
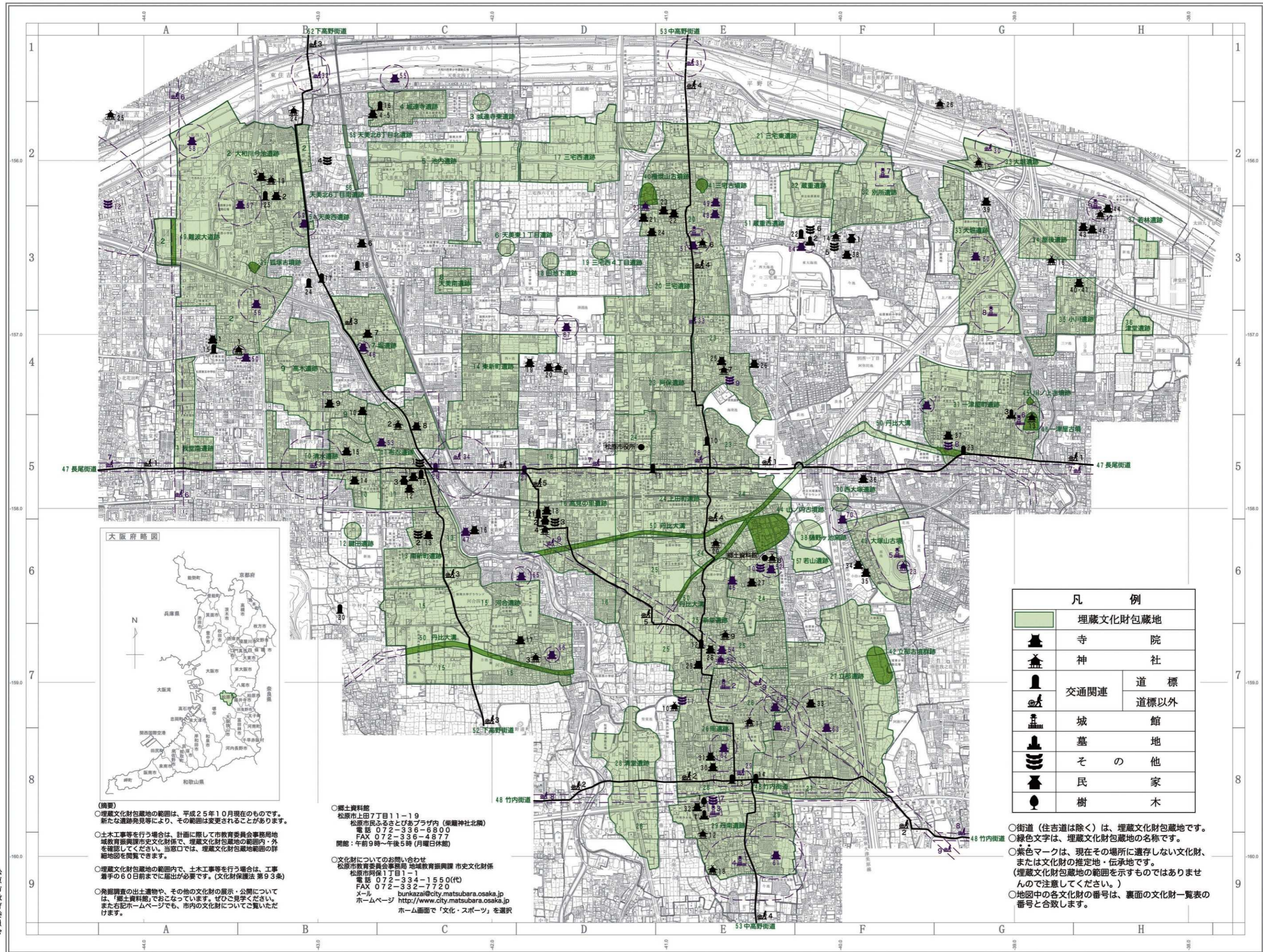


松原市文化財分布図2013



上図は単に方眼北、真北、磁北相互の関係を表わし、角度の数値とは必ずしも一致しない。又この値は東経135°35'北緯34°35'における昭和48年12月の測定値である。

記号

▲37.2	三宅東遺跡	●	門
▲25.62	三宅西遺跡	○	寺
▲42.3	三宅南遺跡	△	神社
▲35.6	三宅北遺跡	□	交通関連
▲25.73	三宅東遺跡	◇	道標
▲12.3	三宅西遺跡	○	道標以外
▲18.4	三宅南遺跡	■	城
▲18.4	三宅北遺跡	■	館
▲18.4	三宅東遺跡	■	墓
▲18.4	三宅西遺跡	■	その他
▲18.4	三宅南遺跡	■	民家
▲18.4	三宅北遺跡	■	樹
▲18.4	三宅東遺跡	■	木

凡例

	埋蔵文化財包蔵地
	寺院
	神社
	交通関連
	道標
	道標以外
	城
	館
	墓
	その他
	民家
	樹木

○街道(住吉道は除く)は、埋蔵文化財包蔵地です。
 ○緑色文字は、埋蔵文化財包蔵地の名称です。
 ○紫色マークは、現在その場所に遺存しない文化財、または文化財の推定地・伝承地です。(埋蔵文化財包蔵地の範囲を示すものではありませんので注意してください。)
 ○地図中の各文化財の番号は、裏面の文化財一覧表の番号と合致します。



(摘要)
 ○埋蔵文化財包蔵地の範囲は、平成25年10月現在のものです。新たな遺跡発見等により、その範囲は変更されることがあります。
 ○土木工事を行う場合は、計画に際して市教育委員会事務局地域教育振興課市史文化財係で、埋蔵文化財包蔵地の範囲内・外を確認してください。当窓口では、埋蔵文化財包蔵地範囲の詳細地図を閲覧できます。
 ○埋蔵文化財包蔵地の範囲内、土木工事を行う場合は、工事着手の60日前までに届出が必要です。(文化財保護法第93条)
 ○発掘調査の出土遺物や、その他の文化財の展示・公開については、「郷土資料館」でおこなっています。ぜひご覧ください。また右記ホームページでも、市内の文化財についてご覧いただけます。

○郷土資料館
 松原市上田7丁目11-19
 松原市民ふらさびあプラザ内(崇徳神社北隣)
 電話 072-336-6800
 FAX 072-336-4877
 開館：午前9時～午後5時(月曜日休館)

○文化財についてのお問い合わせ
 松原市教育委員会事務局 地域教育振興課 市史文化財係
 松原市阿保1丁目1-1
 電話 072-334-1550(代)
 FAX 072-332-7720
 メール bunkazai@city.matsubara.osaka.jp
 ホームページ http://www.city.matsubara.osaka.jp
 ホーム画面で「文化・スポーツ」を選択